

社会福祉法人知多市社会福祉協議会が行う事業に係る虐待防止のための指針

1 基本的な考え方

社会福祉法人知多市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることをしないよう、虐待の早期発見、早期対応に努め、虐待防止のための措置を確実に実施するため本指針を定める。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等又は利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止委員会の設置

本会は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の虐待防止対応責任者（以下「責任者」という。）を事務局長、虐待防止受付担当者（以下「担当者」という。）をヘルパーステーション所長が務める。

委員会の開催、所掌事務等は、社会福祉法人知多市社会福祉協議会虐待防止委員会設置要領に定める。

4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待の防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

(2) 研修の開催は、年1回以上とし新規採用時には必ず実施する。

(3) 研修の内容については、出席者、資料、実施概要等を記録し保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

- (1) 職員は、利用者等から虐待等の通報を受けたとき、又は虐待等を発見したときは、担当者に通報する。
- (2) 虐待等の通報は、別に定める虐待通報書（第1号様式）によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。
- (3) 担当者は、前項の虐待通報を受けたときは、虐待通報の受付・経過記録書（第2号様式）に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。ただし、当該通報者名の記載については、通報者本人の同意を得なければならない。
- (4) 担当者は、前項で受け付けた虐待等の内容を責任者に報告する。
- (5) 責任者は、虐待通報受付から解決、改善策までの経過と結果を記録しなければならない。
- (6) 責任者は、利用者等、虐待通報者、市及び第三者委員に対して前項の改善策の報告を虐待改善結果（状況）報告書（第3号様式）により行う。
- (7) 前項の報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行う。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 責任者は、通報内容の解決に向けて虐待通報者及び関係職員と話し合いを行う。
- (2) 前項の話し合いは、原則として当該虐待通報のあった日から14日以内に行う。
- (3) 責任者は、必要に応じて本会の第三者委員に助言を求めることができる。
- (4) 苦情内容等は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (5) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、職員、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

10 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。